

# 神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会開催要綱

令和7年9月1日 福祉局長決定

## (趣旨)

第1条 市の災害時要援護者支援のあり方について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求める目的として、神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

## (委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 要援護者支援に関する専門的な知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、福祉局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

## (任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長の指名等)

第4条 福祉局長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 福祉局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

## (検討会の公開)

第5条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

## (関係者の出席)

第6条 福祉局長は、必要があると認めるときは、検討会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

## (施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、福祉局副局長が別に定める。

## 附 則（令和7年9月1日決裁）

### (施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日より施行する。